

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成30年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成31年 1 月22日

大分県労働委員会
会長 須賀 陽二

1 不当労働行為事件

事件番号	請 求 す る 救 済 の 内 容	申 立 年 月 日	調 査 回 数	審 問 回 数	証 人 数	審 査 の 計 画 で 定 め た 日 数	計 画 変 更 に よ り 増 減 し た 日 数	処 理 日 数			終 結 年 月 日	終 結 状 況	備 考
								審 査 に 要 し た 日 数	和 解 に 要 し た 日 数	終 結 ま で に 要 し た 日 数			
平成 2 9 年 (不)第 1 号	・被申立人は、平成29年1月16日付けで申し入れた団体交渉に対し、根拠となる資料を提示して具体的に疎明するなどして、誠実に対応しなければならない。 ・被申立人は、申立人組合員に対する解雇を撤回するとともに、同人を原職に復帰させなければならない。 ・被申立人は、申立人組合員が、解雇以降原職に復帰するまでに受けるはずであった賃金相当額及びそれに係る遅延損害金を支払わなければならない。 ・ポスト・ノーティス	29. 8. 9	9 回	3 回	5 人	598日							翌年に繰越
平成 3 0 年 (不)第 1 号	・被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の請求等についての団体交渉を、労働契約が存在しないということを理由に拒否してはならない。 ・ポスト・ノーティス	30. 3. 19	4 回							212日	30. 10. 16	取下げ	
平成 3 0 年 (不)第 2 号	・被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の請求等についての団体交渉を、雇用していないという理由で拒否してはならない。 ・ポスト・ノーティス	30. 3. 19	4 回							212日	30. 10. 16	取下げ	

2 調整事件
(1) 労働争議の調整

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
平成30年 (調)第1号	あっせん	・組合員の戒告処分の撤回	30. 3. 30	2回	1回	99日	30. 7. 6	打切り	
平成30年 (調)第2号	あっせん	・組合員の解雇に関する解決金について	30. 5. 29	2回	－	16日	30. 6. 13	不開始	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
平成29年 (個)第2号	あっせん	・不当な解雇撤回 ・入社祝い金に係る覚書の取消	29. 9. 29	2回	1回	118日	30. 1. 24	解決	